

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				46	18	22	11	29	39	29	1	5	4	17
熊本県	熊本市	教育委員会事務局 学務課	096-328-2716	○	○		○	○	○	○				http://www.city.kumamoto.jp/hpKjii/pub/detail.asp?c_id=5&id=25&class_set_id=2&class_id=137
熊本県	八代市	八代市教育部学校教育課	0965-33-6847	○		○	○	○	○		○			http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/list/list_view.phtml?catid=130204&arid=12198
熊本県	人吉市	学校教育課	0966-22-2111		○			○				○		
熊本県	荒尾市	荒尾市教育委員会教育振興課	0968-63-1659	○	○				○					http://www.city.arao.lg.jp/life/pub/Detail.asp?c_id=22&id=1597&pg=1&type=list
熊本県	水俣市	教育総務課	0966-61-1636		○		○	○						
熊本県	玉名市	教育委員会教育総務課	0968-75-1133	○	○		○	○						http://www.city.tamana.lg.jp/
熊本県	山鹿市	教育総務課	0968-43-1638				○	○	○					
熊本県	菊池市	教育委員会 学校教育課	0968-25-7231		○		○	○						
熊本県	宇土市	教育委員会学校教育課	0964-22-6500		○	○		○	○					
熊本県	上天草市	学務課	0969-28-3364	○	○	○	○	○	○	○				http://www.city.kamiyakusa.kumamoto.jp/q/aview/256/1175.html
熊本県	宇城市	教育総務課	0964-32-1907	○	○	○	○	○	○					http://www.city.uki.kumamoto.jp/q/aview/176/4063.html
熊本県	阿蘇市	教育委員会 教育部 学務課	0967-22-3229				○	○	○					
熊本県	天草市	教育部学校教育課教務1係	0969-32-6781	○	○		○	○						http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kyouiku/kjii/pub/detail.asp?c_id=190&id=1463&pg=1&mst=2&wd=
熊本県	合志市	教育委員会事務局教育部・学校教育課・学務指導班	096-242-1230	○				○	○					http://www.city.koshi.lg.jp
熊本県	美里町	教育課	0964-46-2115		○		○	○	○					
熊本県	玉東町	学校教育課	0968-85-3609					○	○			○		
熊本県	南関町	教育委員会教育課学校教育係	0968-53-0201			○	○	○	○			○		
熊本県	長洲町	学校教育課	0968-78-3274	○	○			○						http://www.town.nagasu.lg.jp/
熊本県	和水町	学校教育課	0968-86-3131					○	○					
熊本県	大津町	教育部 学校教育課 施設係	096-293-3349	○			○	○	○					http://www.town.ozu.kumamoto.jp/
熊本県	菊陽町	学務課	096-232-4918	○			○	○						http://www.town.kikuyo.lg.jp/
熊本県	南小国町	教育委員会学校教育係	0967-42-0047				○	○						

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法												
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就業案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL			
熊本県	小国町	教育委員会事務局	0967-46-3317	○	○	○		○	○							http://www.aso-oguni.com/
熊本県	産山村	教育委員会	0967-25-2214	○		○		○								http://www.ubuyama-v.jp/living/education/
熊本県	高森町	教育委員会事務局 学校教育係	0967-62-0227			○		○	○			○				
熊本県	西原村	教育委員会	096-279-4424				○	○								
熊本県	南阿蘇村	教育委員会	0967-67-1602			○	○	○								
熊本県	御船町	教育委員会 学校教育課	096-282-1700		○		○	○	○					○		
熊本県	嘉島町	学校教育課	096-237-0937				○	○	○							
熊本県	益城町	学校教育課	096-286-3111	○			○	○	○							http://www.town.mashiki.lg.jp
熊本県	甲佐町	学校教育課	096-234-0102		○		○	○	○							
熊本県	山都町	学校教育課	0967-72-0443		○	○	○	○	○							
熊本県	氷川町	学校教育課	0965-62-3313				○	○								
熊本県	芦北町	教育課学校教育係	0966-87-1171						○			○				
熊本県	津奈木町	教育課学校教育班	0966-78-5400	○	○		○									http://portal.kumamoto-net.ne.jp/town.tsunagi/
熊本県	錦町	教育振興課	0966-38-4450				○	○								
熊本県	多良木町	教育振興課	0966-42-1266		○				○							
熊本県	湯前町	教育課	0966-43-2050		○									○		
熊本県	水上村	教育課	0966-44-0333	○	○			○								http://www.vill.mizukami.lg.jp/
熊本県	相良村	教育委員会	0966-35-1039		○				○							
熊本県	五木村	教育課	0966-37-2266				○	○	○							
熊本県	山江村	教育委員会	0966-23-3604	○			○	○	○			○				http://www.vill.yamae.lg.jp/
熊本県	球磨村	教育課	0966-32-1117			○		○	○							
熊本県	あさぎり町	教育委員会	0966-45-7226		○				○							
熊本県	苇北町	教育委員会	0969-35-2111	○			○	○	○							
熊本県	氷川町及び八代市 中学校組合	学校教育課	0965-62-3313				○	○								

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			チ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ			倍率	基準額	目安額			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が足りない者または学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が安定で、生活状態が認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他								
	該当団体数	34	32	30	31	30	32	16	14	25	31	22	17	27	27	21	7	0	0	14								
熊本県	熊本市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						1.25	課税所得	前年度	287		20%未満		
熊本県	八代市																			○						特別支援就学奨励費の需要額測定に用いる保護者基準額を基準としている。	20%未満	
熊本県	人吉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	292		15%未満	
熊本県	荒尾市																					1.3	給与収入(税引き前)	その他	299		15%未満	
熊本県	水俣市														○							1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	333		15%未満	
熊本県	玉名市	○	○	○	○	○	○			○	○				○							1.3	課税所得	前年度	302		15%未満	
熊本県	山鹿市	○	○		○		○	○	○		○	○	○	○	○								1.3	課税所得	前年度	301		20%未満
熊本県	菊池市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○										○	準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準早見表」を利用。	15%未満	
熊本県	宇土市	○	○	○	○	○	○			○	○				○							1.3	給与収入(税引き前)	前年度	400		20%未満	
熊本県	上天草市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○										○	準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準早見表」を利用。	10%未満	
熊本県	宇城市	○		○	○	○	○			○	○				○							1.3	課税所得	前年度	287		15%未満	
熊本県	阿蘇市																								○	阿蘇市独自の算定による・世帯総所得から世帯総控除額を差し引き世帯数で除して10万円未満を認定	15%未満	
熊本県	天草市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○								1.2	課税所得	当該年度	292		15%未満
熊本県	合志市	○	○																						○	る保護基準早見表」を利用し、世帯の収入が需要額を上回った場合は、生活扶助基準を参照しさらに、世帯の債務状況等も考慮し再計算し	10%未満	
熊本県	美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	特別支援教育就学奨励費補助の考え方を認定基準に準用している(保護基準の1.3倍)	15%未満	
熊本県	玉東町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1	課税所得	前年度	231		10%未満
熊本県	南関町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								0.9	課税所得	前年度	272		20%未満
熊本県	長洲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3	給与収入(税引き前)	前年度	300		15%未満
熊本県	和水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	の需要額測定に用いる保護基準早見表」を利用。 ・民生委員・児童委員による生活状況調査(自宅	10%未満	
熊本県	大津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1	課税所得	前年度	231		10%未満
熊本県	菊陽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1	課税所得	当該年度	230		10%未満
熊本県	南小国町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	その他経済的に困難しているもの	15%未満	

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額	テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率																					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ				ツ	テ																			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が足りない者または学用品、通学用品等に不自由している者等て保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの				市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他																			
倍率	基準規模	目安額	課税所得等の分類		基準額の時期	前年度	当該年度																																			
熊本県	小国町														○					1	その他	前年度	200													10%未満						
熊本県	産山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○																災害その他の理由により特に援助が必要と認められる者	10%未満					
熊本県	高森町	○	○																																		5%未満					
熊本県	西原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1	課税所得	前年度	231														5%未満				
熊本県	南阿蘇村														○						1	課税所得	当該年度	225															15%未満			
熊本県	御船町														○					○																	奨励費」の事務に用いる基準額を準用し町教育委員会等で算定した世帯当たりの月の生活費を除いた数が1.0未満の者、もしくは教育委員会が必要	10%未満				
熊本県	嘉島町														○						1	課税所得	前年度	207															10%未満			
熊本県	益城町	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○						○																		準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用。	15%未満			
熊本県	甲佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			定資料を作成する際には改正前(前々年)の生活保護基準額を参照し、認定のおおまかな目安としては、対象世帯の総合計所得額が生活保護	10%未満			
熊本県	山都町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表	10%未満			
熊本県	水川町														○						1	課税所得	前年度	230															10%未満			
熊本県	芦北町																			○	1	課税所得	前年度	231																15%未満		
熊本県	津奈木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	給与収入(税引き前)	前年度	350																10%未満		
熊本県	錦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	給与収入(税引き前)	前年度	261																	5%未満	
熊本県	多良木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.1	給与収入(税引き前)	前年度	236																	10%未満	
熊本県	湯前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				5%未満			
熊本県	水上村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	前年度	197																	10%未満	
熊本県	相良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.1	課税所得	前年度	151																		5%未満
熊本県	五木村														○						1.1	給与収入(税引き前)	前年度	240																	10%未満	
熊本県	山江村	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○																	災害や長期療養など特別な事情	10%未満				
熊本県	球磨村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未満			
熊本県	あさぎり町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	287																	10%未満	
熊本県	苓北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未満			
熊本県	水川町及び八代市中学校組合														○						1	課税所得	前年度	230																15%未満		

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援
	該当団体数	6	0	11	0	4	6	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	熊本市																				
熊本県	八代市																				
熊本県	人吉市					○															
熊本県	荒尾市																				
熊本県	水俣市	○					○		○												
熊本県	玉名市																				
熊本県	山鹿市			○																	
熊本県	菊池市																				
熊本県	宇土市																				
熊本県	上天草市																				
熊本県	宇城市					○															
熊本県	阿蘇市																				
熊本県	天草市	○					○			○											
熊本県	合志市																				
熊本県	美里町																				
熊本県	玉東町					○															
熊本県	南関町			○																	
熊本県	長洲町			○																	
熊本県	和水町																				
熊本県	大津町			○																	
熊本県	菊陽町	○					○			○											
熊本県	南小国町																				

①都道府県 ②市町村名		3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																			
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材	ウ.貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ.福祉担当部局等と連携した取組	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ.子供医療費助成制度	ク.対象者への手厚い支援	ケ.その他	
熊本県	小国町			○																	
熊本県	産山村																				
熊本県	高森町																				
熊本県	西原村			○																	
熊本県	南阿蘇村	○				○		○													
熊本県	御船町																				
熊本県	嘉島町			○																	
熊本県	益城町																				
熊本県	甲佐町																				
熊本県	山都町																				
熊本県	氷川町			○																	
熊本県	芦北町																				
熊本県	津奈木町																				
熊本県	錦町	○				○			○												
熊本県	多良木町																				
熊本県	湯前町																				
熊本県	水上村			○																	
熊本県	相良村					○															
熊本県	五木村			○																	
熊本県	山江村																				
熊本県	球磨村																				
熊本県	あさぎり町	○				○		○													
熊本県	苇北町																				
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合			○																	

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等				
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で状況を確認判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援		ケ. その他			
	該当団体数	0	0	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
熊本県	熊本市					○																			基準額の時期を変更	
熊本県	八代市																									
熊本県	人吉市																									基準額の時期を変更
熊本県	荒尾市					○																				基準額の時期を変更
熊本県	水俣市																									
熊本県	玉名市			○																						
熊本県	山鹿市																									
熊本県	菊池市																									障害保護の認定基準を超えた場合でも、家庭の状況によっては民生委員等の意見を聞き、認定する場合もある。
熊本県	宇土市			○																						
熊本県	上天草市																									
熊本県	宇城市																									基準額の時期を変更
熊本県	阿蘇市																									
熊本県	天草市																									
熊本県	合志市																									
熊本県	秦里町																									
熊本県	玉東町																									・基準額の時期を変更
熊本県	南関町																									
熊本県	長洲町																									
熊本県	和水町																									
熊本県	大津町																									
熊本県	菊陽町																									
熊本県	南小国町																									

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)						
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SW」)の活用	イ SSW以外の外部人材		ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子育て医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他
熊本県	小国町																						
熊本県	産山村																						
熊本県	高森町																						
熊本県	西原村																						
熊本県	南阿蘇村																						
熊本県	御船町																						
熊本県	嘉島町																						
熊本県	益城町																						
熊本県	甲佐町																						
熊本県	山都町																						
熊本県	水川町																						
熊本県	芦北町																						
熊本県	津奈木町																						
熊本県	錦町																						
熊本県	多良木町																						
熊本県	湯前町																						
熊本県	水上村																						
熊本県	相良村																						生活保護基準の見直しが行われる際、令和5年度までは本市において算定を定めておらず、令和26年4月に算定を完了し、新たに基準額を算定したため、令和5年度生活保護給付の算定を行っていないが、特に特筆事項なく算定していた児童生徒には影響は見当たらない。
熊本県	五木村																						
熊本県	山江村																						
熊本県	球磨村																						
熊本県	あさぎり町																						
熊本県	苇北町																						
熊本県	水川町及び八代市 中学校組合																						